



鳥取県公報

令和6年7月9日(火)
号外第63号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（29）（人事企画課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の一部を改正する条例 （30）（危機管理政策課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正する条例（31）（子育て王国課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 （32）（病院局総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 （33）（警察本部警務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
◇ 規 則	鳥取県認定こども園に関する条例施行規則の一部を改正する規則 （35）（子育て王国課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
◇ 議会規則	鳥取県議会会議規則の一部を改正する規則（3）（議事・法務政策課）・・・・・・・・ 14

公布された条例のあらまし

◇職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

職員の介護と仕事の両立を支援するため、介護時間を利用することができる期間を拡大する。

2 条例の概要

(1) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

介護時間は、要介護者が介護を必要とする期間（現行 要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間）内において利用することができることとする。

(2) 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

(1)に準じた改正を行う。

(3) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

令和6年能登半島地震での支援経験等を踏まえ、大規模災害時の防災及び減災を図るため、防災及び危機管理に関する県民の責務について、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 県民は、災害及び危機に備えて、建築物の耐震診断及び耐震改修（ブレーカー等の機器の修繕を含む。）の自助の取組を推進するよう努めるものとする。

(2) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

保育所及び認定こども園の職員の配置基準に係る特例措置の適用期間を延長するため、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正

保育所に置く職員の配置基準に係る次の特例措置の適用期間を令和12年3月31日（現行 令和7年3月31日）までとする。

ア 朝夕等の児童が少数となる時間帯の職員配置の弾力化

イ 幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用

ウ 8時間以上開所する場合における職員配置の弾力化

(2) 鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正

認定こども園に置く職員の配置基準に係る(1)と同様の特例措置の適用期間を令和12年3月31日（現行 令和7年3月31日）までとする。

(3) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

鳥取県立中央病院において、生殖補助医療の精度をより高めるため、新たに子宮内フローラ検査を行うことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 子宮内細菌叢検査（子宮内フローラ検査に限る。）について、1回につき42,000円の使用料を徴収する。

(2) 施行期日は、公布の日とする。

◇警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

勤務の特殊性についての状況に鑑み、警察職員に支給する特殊勤務手当について所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 災害応急手当の支給要件を見直すとともに、大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合の支給額を1日につき1,080円（現行 840円）に引き上げる。

(2) 災害応急手当に係る併給の禁止について所要の改正を行う。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、公布の日とし、改正後の条例の規定は、令和6年1月1日から適用する。

イ 所要の経過措置を講ずる。

=====公布された規則のあらまし=====

◇鳥取県認定こども園に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の職員の配置基準に係る特例措置の適用期間を延長するため、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園において1日に8時間程度利用する満3歳以上の子どもの保育に従事する保育士について、幼稚園教諭又は小学校教諭等をもって代えることができるとした特例措置の適用期間を令和12年3月31日（現行 令和7年3月31日）とする。

(2) 施行期日は、鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正する条例の施行の日とする。

条 例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第29号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(無給休暇) 第17条 略 2 無給休暇の期間は、次の各号に掲げる休暇の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。 (1)～(3) 略 (4) 介護時間 要介護者が介護を必要とする期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において、1日につき2時間の範囲内で必要と認められる期間 3～6 略	(無給休暇) 第17条 略 2 無給休暇の期間は、次の各号に掲げる休暇の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。 (1)～(3) 略 (4) 介護時間 要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において、1日につき2時間の範囲内で必要と認められる期間 3～6 略

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(無給休暇) 第15条 略 2 無給休暇の期間は、次の各号に掲げる休暇の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。 (1)～(3) 略 (4) 介護時間 要介護者が介護を必要とする期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において、1日につき2時間の範囲内で必要と認められる期間 3～6 略	(無給休暇) 第15条 略 2 無給休暇の期間は、次の各号に掲げる休暇の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。 (1)～(3) 略 (4) 介護時間 要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において、1日につき2時間の範囲内で必要と認められる期間 3～6 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第30号

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の一部を改正する条例

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例（平成21年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(県民の責務)</p> <p>第4条 県民は、災害及び危機に備えて、情報の収集、食糧等の備蓄、<u>建築物の耐震診断（地震に対する安全性を評価することをいう。以下同じ。）及び耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕（ブレーカー等の機器の修繕を含む。）若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。以下同じ。）</u>その他の自助の取組並びに自主防災組織の活動への参加その他の共助の取組を推進するよう努めるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(建築物の耐震改修の促進)</p> <p>第19条 知事は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第5条第1項に規定する計画で定めるところにより、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(県民の責務)</p> <p>第4条 県民は、災害及び危機に備えて、情報の収集、食糧等の備蓄その他の自助の取組及び自主防災組織の活動への参加その他の共助の取組を推進するよう努めるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(建築物の耐震改修の促進)</p> <p>第19条 知事は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第5条第1項に規定する計画で定めるところにより、建築物の耐震診断<u>（地震に対する安全性を評価することをいう。以下同じ。）</u>及び耐震改修<u>（地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。以下同じ。）</u>の促進を図るものとする。</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第31号

鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県児童福祉施設に関する条例(平成24年鳥取県条例第79号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p style="text-align: center;">(保育所の職員配置に係る特例)</p> <p>2 略</p> <p>3 保育所に置く保育士の数は、別表第4職員の配置の項第2号の規定にかかわらず、<u>令和12年3月31日</u>までの間、2人を下回ることができる。この場合において、必要な保育士が1人となるときは、当該保育士に加えて、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。</p> <p>4 別表第4職員の配置の項第2号の規定の適用については、<u>令和12年3月31日</u>までの間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなすことができる。</p> <p>5 1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所の利用定員に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、別表第4職員の配置の項第2号の規定の適用については、<u>令和12年3月31日</u>までの間、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲内で、保育士とみなすことができる。</p> <p>6・7 略</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>8・9 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p style="text-align: center;">(保育所の職員配置に係る特例)</p> <p>2 略</p> <p>3 保育所に置く保育士の数は、別表第4職員の配置の項第2号の規定にかかわらず、<u>令和7年3月31日</u>までの間、2人を下回ることができる。この場合において、必要な保育士が1人となるときは、当該保育士に加えて、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。</p> <p>4 別表第4職員の配置の項第2号の規定の適用については、<u>令和7年3月31日</u>までの間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなすことができる。</p> <p>5 1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所の利用定員に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、別表第4職員の配置の項第2号の規定の適用については、<u>令和7年3月31日</u>までの間、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲内で、保育士とみなすことができる。</p> <p>6・7 略</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>8・9 略</p>

(鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県認定こども園に関する条例(平成26年鳥取県条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(認定こども園の職員配置に係る特例)</p> <p>第4条 別表第1職員配置の項第3号及び別表第2職員配置の項第3号の規定の適用については、これらの規定の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める人数を合計した数が一を超えない場合には、<u>令和12年3月31日</u>までの間、認定こども園に置かなければならない教育又は保育に従事する職員（以下この条、附則第6条から第7条までにおいて「配置義務職員」という。）のうち1人は、知事が配置義務職員と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。</p> <p>第5条 別表第1職員配置の項第5号の規定により満3歳未満の子どもの保育に従事する職員として幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、<u>令和12年3月31日</u>までの間、幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び第3項において同じ。）をもって代えることができる。</p> <p>2 別表第1職員配置の項第6号の規定により満3歳以上の子どもの教育又は保育に従事する職員として幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に置かなければならない幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者については、<u>令和12年3月31日</u>までの間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。</p> <p>3 別表第2職員配置の項第3号の規定により教育又は保育に従事する職員として幼保連携型認定こども園に置かなければならない幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併せて有する者については、<u>令和12年3月31日</u>までの間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。</p> <p>4 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(認定こども園の職員配置に係る特例)</p> <p>第4条 別表第1職員配置の項第3号及び別表第2職員配置の項第3号の規定の適用については、これらの規定の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める人数を合計した数が一を超えない場合には、<u>令和7年3月31日</u>までの間、認定こども園に置かなければならない教育又は保育に従事する職員（以下この条、附則第6条から第7条までにおいて「配置義務職員」という。）のうち1人は、知事が配置義務職員と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。</p> <p>第5条 別表第1職員配置の項第5号の規定により満3歳未満の子どもの保育に従事する職員として幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、<u>令和7年3月31日</u>までの間、幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び第3項において同じ。）をもって代えることができる。</p> <p>2 別表第1職員配置の項第6号の規定により満3歳以上の子どもの教育又は保育に従事する職員として幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に置かなければならない幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者については、<u>令和7年3月31日</u>までの間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。</p> <p>3 別表第2職員配置の項第3号の規定により教育又は保育に従事する職員として幼保連携型認定こども園に置かなければならない幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併せて有する者については、<u>令和7年3月31日</u>までの間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。</p> <p>4 略</p>

第6条 1日につき8時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の人数を超える場合における配置義務職員については、令和12年3月31日までの間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲内で、知事が配置義務職員と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第6条 1日につき8時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の人数を超える場合における配置義務職員については、令和7年3月31日までの間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲内で、知事が配置義務職員と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第32号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																						
別表第1（第5条関係） 1・2 略 3 生殖補助医療料 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">子宮内細菌叢検査（<u>子宮内フローラ検査を除く。</u>）</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">エンドメトリオ検査</td> <td style="text-align: center;">1回につき 133,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">子宮内細菌叢検査（子宮内フローラ検査に限る。）</td> <td style="text-align: center;">1回につき 42,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> 4～11 略 備考 1 略 2 この表において「エンドメトリオ検査」とは、子宮内膜受容能検査及び子宮内細菌叢検査（ <u>子宮内フローラ検査を除く。</u> ）を同時に行う検査をいう。 3 エンドメトリオ検査を受けた後に子宮内膜受容能検査又は子宮内細菌叢検査（ <u>子宮内フローラ検査を除く。</u> ）を受ける場合にあつては、それぞれの検査の受検回数は、エンドメトリオ検査を受けた回数を加えた回数とする。 4・5 略	区分	金額	略		子宮内細菌叢検査（ <u>子宮内フローラ検査を除く。</u> ）	略	エンドメトリオ検査	1回につき 133,000円	子宮内細菌叢検査（子宮内フローラ検査に限る。）	1回につき 42,000円	略		別表第1（第5条関係） 1・2 略 3 生殖補助医療料 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">子宮内細菌叢検査</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">エンドメトリオ検査</td> <td style="text-align: center;">1回につき 133,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> 4～11 略 備考 1 略 2 この表において「エンドメトリオ検査」とは、子宮内膜受容能検査及び子宮内細菌叢検査を同時に行う検査をいう。 3 エンドメトリオ検査を受けた後に子宮内膜受容能検査又は子宮内細菌叢検査を受ける場合にあつては、それぞれの検査の受検回数は、エンドメトリオ検査を受けた回数を加えた回数とする。 4・5 略	区分	金額	略		子宮内細菌叢検査	略	エンドメトリオ検査	1回につき 133,000円	略	
区分	金額																						
略																							
子宮内細菌叢検査（ <u>子宮内フローラ検査を除く。</u> ）	略																						
エンドメトリオ検査	1回につき 133,000円																						
子宮内細菌叢検査（子宮内フローラ検査に限る。）	1回につき 42,000円																						
略																							
区分	金額																						
略																							
子宮内細菌叢検査	略																						
エンドメトリオ検査	1回につき 133,000円																						
略																							

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第33号

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(災害応急手当)</p> <p>第18条 災害応急手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 職員が異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又は鑑識作業に従事したとき。</p> <p>(4) 略</p> <p>2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前項第3号及び第4号の作業</p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>大規模な災害として人事委員会が定める災害に係るもの</u> 1,080円</p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>ア以外のもの</u> 840円</p> <p>3 略</p> <p>(併給禁止)</p> <p>第26条 同一の日において、次に掲げる手当が支給される作業のうち2以上の作業に従事した場合にあっては、これらの作業に係る手当のうち手当の額が最も高いもの（これらの手当の額が同額である場合にあってはこれらの手当のいずれか、手当の額が最も高いものが2以上ある場合にあっては当該手当の額が最も高いもののいずれかとする。）のみを支給する。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 災害応急手当（<u>第18条第1項第2号に該当することにより支給されるものを除く。</u>）</p> <p>(10)～(12) 略</p>	<p>(災害応急手当)</p> <p>第18条 災害応急手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 職員が異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守、<u>鑑識作業又はこれらに相当する作業で心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるもの</u>に従事したとき。</p> <p>(4) 略</p> <p>2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前項第3号及び第4号の作業 <u>840円</u></p> <p>3 略</p> <p>(併給禁止)</p> <p>第26条 同一の日において、次に掲げる手当が支給される作業のうち2以上の作業に従事した場合にあっては、これらの作業に係る手当のうち手当の額が最も高いもの（これらの手当の額が同額である場合にあってはこれらの手当のいずれか、手当の額が最も高いものが2以上ある場合にあっては当該手当の額が最も高いもののいずれかとする。）のみを支給する。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 災害応急手当（<u>第18条第1項第1号に該当することにより支給されるものに限る。</u>）</p> <p>(10)～(12) 略</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和6年1月1日から適用する。

(手当の内払)

- 2 新条例の規定を適用する場合には、改正前の警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された手当は、新条例の規定による手当の内払とみなす。

規 則

鳥取県認定こども園に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第35号

鳥取県認定こども園に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県認定こども園に関する条例施行規則（平成26年鳥取県規則第53号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（認定こども園の職員配置に係る特例）</p> <p>第3条 別表第1 職員配置の項第3号の規定（同号ただし書の規定を適用する場合を除く。）により1日に8時間程度利用する満3歳以上の子どもの保育に従事する職員として幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、<u>令和12年3月31日</u>までの間、幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下この条において「幼稚園教諭等」という。）をもって代えることができる。</p> <p>2・3 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（認定こども園の職員配置に係る特例）</p> <p>第3条 別表第1 職員配置の項第3号の規定（同号ただし書の規定を適用する場合を除く。）により1日に8時間程度利用する満3歳以上の子どもの保育に従事する職員として幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、<u>令和7年3月31日</u>までの間、幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下この条において「幼稚園教諭等」という。）をもって代えることができる。</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この規則は、鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正する条例（令和6年鳥取県条例第31号）の施行の日から施行する。

議 会 規 則

鳥取県議会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月9日

鳥取県議会議長 浜 崎 晋 一

鳥取県議会議規則第3号

鳥取県議会議規則の一部を改正する規則

鳥取県議会議規則（昭和31年鳥取県会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(発言の場所)</p> <p>第45条 発言は、全て議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、<u>簡易な事項であって議席で発言するのが適当と認められるもの</u>については、議席で発言するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(発言の場所)</p> <p>第45条 発言は、全て議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言するものとする。</p> <p>2 略</p>
<p>(起立による表決)</p> <p>第71条 略</p> <p>2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき<u>又は議長</u>の宣告に対し出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、投票で表決を採らなければならない。</p>	<p>(起立による表決)</p> <p>第71条 略</p> <p>2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、<u>又は議長</u>の宣告に対し出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、<u>記名又は無記名</u>の投票で表決を採らなければならない。</p>
<p>(投票による表決)</p> <p>第72条 議長が必要があると認めるとき<u>又は出席議員</u>2人以上から要求があるときは、投票で表決を採る。</p> <p><u>2 前条第2項及び前項の投票は、押しボタン式投票によるものとする。ただし、議長が必要であると認めるときは、記名投票又は無記名投票によることができる。</u></p> <p><u>3 押しボタン式投票は、議題を可とする者は投票機の賛成のボタンを、議題を否とする者は投票機の反対のボタンを押すことによってするものとする。</u></p> <p><u>4 押しボタン式投票を行ったときは、賛否の氏名及びそれぞれの総数を議場に表示するものとする。ただし、議長が必要であると認めるときは、賛否の氏名を表示しないものとする。</u></p> <p><u>5 押しボタン式投票を行う場合において、同時に賛否の氏名を表示する方法と賛否の氏名を表示しない方法の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを賛否の氏名を表示しない方法による押しボ</u></p>	<p>(投票による表決)</p> <p>第72条 議長が必要があると認めるとき、<u>又は出席議員</u>2人以上から要求があるときは、<u>記名又は無記名</u>の投票で表決を採る。</p>

<p><u>タン式投票で決める。</u></p> <p>6 <u>第2項ただし書</u>の場合において、同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。</p> <p>(記名投票)</p> <p>第73条 記名投票を行う場合には、議題を可とする者は所定の白票を、議題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。</p> <p>(無記名投票)</p> <p>第74条 無記名投票を行う場合には、議題を可とする者は賛成と、<u>議題を否とする者</u>は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。</p> <p>(選挙規定の準用)</p> <p>第76条 <u>押しボタン式投票を行う場合には、第27条、第28条第3項及び第4項、第29条第1項、第30条並びに第31条の規定を準用する。この場合において、第28条第3項中「立会人の意見を聞いて議長が」とあるのは、「議長が」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第24条第3項、第25条から第28条まで、第29条第1項、第30条及び第31条の規定を準用する。</p> <p>(会議録の記載事項)</p> <p>第107条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>(14) <u>押しボタン式投票(第72条第4項ただし書の規定により賛否の氏名を表示しない場合を除く。)</u>及び記名投票における賛否の氏名</p> <p>(15) 略</p> <p>2 略</p>	<p>2 <u>前項</u>の場合において、同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。</p> <p>(記名投票)</p> <p>第73条 記名投票を行う場合には、議題を可とするものは所定の白票を、議題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。</p> <p>(無記名投票)</p> <p>第74条 無記名投票を行う場合には、議題を可とする者は賛成と、<u>否とするもの</u>は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。</p> <p>(選挙規定の準用)</p> <p>第76条</p> <p>記名投票又は無記名投票を行う場合には、第24条第3項、第25条から第28条まで、第29条第1項、第30条及び第31条の規定を準用する。</p> <p>(会議録の記載事項)</p> <p>第107条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>(14) 記名投票における賛否の氏名</p> <p>(15) 略</p> <p>2 略</p>
---	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。